

## 小修繕工事、道路除雪作業委託等における令和6年3月から適用する 公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

契約中の小修繕工事、道路除雪作業委託及び排水ポンプ車運転等業務委託等において、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、以下のとおり特例措置を実施する。

### 1 特例措置の内容

新労務単価の決定に伴い、受注者は発注者に対し、小修繕工事請負契約書第10条、道路除雪作業委託契約書第24条及び排水ポンプ車運転等業務委託契約書第4条の規定に基づく契約単価の変更に係る協議を請求することができる。

### 2 変更に係る協議請求等

受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明したうえで、請求の有無を速やかに確認すること。

また、受注者からの当該協議請求受理後は速やかに決定通知を行い、変更契約を締結するものとする。

### 3 契約単価の変更

変更後の契約単価については、次の方式により算出する。

変更後の契約単価 = (新労務単価及び新労務単価適用時点の材料単価による積算に係る予定価格)  
×当初契約時点の落札率

なお、令和6年3月1日以降に現場着手する作業に対して、変更後の契約単価を適用する。